奈良県選挙管理委員会告示第八十七号

公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第百六十一条第三項の規定に基づき、次の施設を同条第一項第三号の施設として指定した旨、十津川村選挙管理委員会から報告があった。

平成二十三年三月十一日

奈良県選挙管理委員会

委員長　白　井　皓　喜

名　称	所　在　地
十津川村神納川地区改善センター	吉野郡十津川村大字五百瀬九五番地
十津川村平谷地区改善センター	吉野郡十津川村大字平谷六二六番地の一六